

国立大学法人東京医科歯科大学職員の採用等に関する規則

平成 16 年 4 月 1 日
規則 第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則（平成 16 年規程第 2 号。以下「就業規則」という。）に規定する職員（非常勤職員を除く。）の採用等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(職種及び職務)

第 2 条 職員の職種、職務及び適用本給表は次の表に掲げるとおりとする。

職 種	職 務	適用本給表
一般事務職員	総務、財務、教学支援、研究支援及び医療支援等に関する事務に従事	一般職員本給表
医療事務職員	医療に関する事務に従事	
図書職員	図書に関する職務に従事	
専門業務職員	広報、国際交流、産学連携、情報処理及び医療支援等に関する専門的な職務に従事	
技術職員	施設営繕技術及び教育研究支援技術に関する専門的な職務に従事	
技能職員	技能に関する職務に従事	
特定業務職員	総務、財務、教学支援、広報、国際交流、産学連携、情報処理、医療支援、保安及び障害者支援等に関する特定の事務に従事	特定有期雇用職員本給表
教育職員	教育、研究に従事	教育職員本給表及び特定有期雇用職員本給表
医療職員	医療に関する職務に従事	医療職員本給表
URA職員	研究の企画、管理、成果活用に関する専門的な職務に従事	特定有期雇用職員本給表
特定無期雇用職員	特定の業務に従事する常勤の無期雇用職員	特定無期雇用職員就業規則別表

(採用、昇任等の定義)

第 3 条 次に掲げる用語については、次の定義に従うものとする。

- (1) 採用 現に職員に任用されていない者を新たに職員に任用すること。
- (2) 昇任 職員を昇格させること又は職員を上位の職に任命すること。

- (3) 配置換 職員を他の職に任命すること（昇任又は降任を除く。）。
- (4) 降任 職員を降格させること又は職員を下位の職に任命すること。

（職員補充の方法）

第4条 学長は、採用、昇任、配置換又は降任のいずれか一の方法により、職員を職に任命することができる。

（任期を定めた採用）

第5条 国立大学法人東京医科歯科大学教員の任期に関する規則（平成16年規則第58号）により任期を定めて採用される職員以外で業務上必要がある場合には、任期を定めて職員に採用することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、次の各号の一に該当する場合には、任期を定めて職員に採用することができる。
 - (1) 産前及び産後休暇、育児休業、育児短日数勤務、介護休業、自己啓発等休業及び配偶者同行休業を取得する職員の代替職員として採用する場合
 - (2) 休職する職員の代替職員として採用する場合

（任期を定めた任用の任期）

第6条 前条第2項第1号及び第2号の採用の任期は、原則として、産前及び産後休暇、育児休業、育児短日数勤務、介護休業、自己啓発等休業及び配偶者同行休業又は休職（以下「育児休業等」という。）をしている職員（以下「育児休業等職員」という。）の育児休業等の期間の範囲内とする。

- 2 前項の任期は、育児休業等職員の育児休業等の期間を限度として更新することができる。
- 3 前2項の規定による任期の満了前に育児休業等が終了する場合には、当該任期を、本人の同意を得て、当該終了する日までとするものとする。ただし、当該終了する日の30日前までに本人に予告できない場合には、当該任期を、本人の同意を得て、本人に予告した翌日から30日後の日までとするものとする。
- 4 前条第1項の採用の任期は、原則として、採用した日から3年を超えない範囲内とし、その範囲内で更新することができる。ただし、学長が特に認めた場合は、採用した日から5年を超えない範囲内とし、その範囲内で更新することができるものとする。

（任期の特例）

第6条の2 前条にかかわらず、原則として、任期の定めのある本学職員としての引き続き在職期間が5年となる日を超えて任期を定めることはできない。

- 2 労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第2項に定める空白期間を有する者については、空白期間前の本学在職期間は前項の在職期間に算入しない。

（休職、復職等の定義）

第7条 次に掲げる用語については、次の定義に従うものとする。

- (1) 休職 停職の場合、国立大学法人東京医科歯科大学育児休業等規則（平成16年規則第33号）第3条の規定による育児休業の場合、国立大学法人東京医科歯科大学職員自己啓発等休業規則（平成27年規則第35号）第3条の規定による自己啓発等休業の場合、国立大学法人東京医科歯科大学介護休業等規則（平成16年規則第34号）第4条の規定による介護休業の場合、国立大学法人東京医科歯科大学職員の配偶者同行休業に関する規則（平成28年規則第140号）第3条の規定による配偶者同行休

業の場合、国立大学法人東京医科歯科大学職員出向規則（平成１６年規則第３１号）第２条の規定による出向の場合及び国立大学法人東京医科歯科大学国際機関等に派遣される職員に関する規則（平成１６年規則第６１号）第２条の規定による派遣の場合を除いて、職を保有したまま職員を職務に従事させないこと。

- (2) 復職 休職中の職員が職務に復帰すること。
- (3) 退職 懲戒解雇の場合及び諭旨解雇の場合を除いて、就業規則第１７条第１項第２号から第９号により職員が離職すること。
- (4) 辞職 職員がその意により退職すること。
- (5) 当然解雇 職員が欠格事項に該当することによって当然退職すること。
- (6) その他の解雇 職員をその意に反して退職させること。
- (7) 出向 職員を命令により本学以外の機関の業務に携わらせること。

（辞職）

第８条 学長は、職員から辞職願の提出があったときは、特に支障のない限り、これを承認するものとする。

（通知書の交付）

第９条 学長は、次の各号の一に該当する場合には、職員に人事異動通知書（以下「通知書」という。）を交付しなければならない。

- (1) 役員を任命した場合
- (2) 職員を休職にし、又はその期間を更新する場合（育児休業及び介護休業を除く。）
- (3) 職員を復職させた場合又は休職の期間の満了によって職員が復職した場合（育児休業及び介護休業を除く。）
- (4) 職員の辞職を承認した場合
- (5) 職員が退職した場合（任期满了による退職の場合を除く。）
- (6) 職員を出向させた場合

（通知書の交付を要しない場合）

第１０条 次の各号の一に該当する場合には、前条の規定にかかわらず、通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって通知書の交付に替えることができる。

- (1) 規則の改廃による組織の変更等に伴い、職員を配置換した場合
- (2) 第９条第１項第３号、第６号に掲げる場合で通知書の交付によらないことを適当と認める場合
- (3) 前条各号に掲げる場合で通知書の交付によることができない緊急の場合

（通知書の様式及び記載事項）

第１１条 第９条第１項第２号の通知書の交付は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合には、その内容を民法（明治２９年法律第８９号）第９８条第２項に定める方法によって公示することをもってこれに替えることができるものとし、民法第９８条第３項の規定により、公布された日から２週間を経過したときに通知書の交付があったものとみなす。

第１２条 通知書の様式等は別に定める。

（実施規定）

第13条 この規則の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月6日規則第3号）抄

（施行期日）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、国立大学法人東京医科歯科大学職員の任免に関する規則第11条第7号の改正規定は、平成19年3月6日から施行する。

附 則（平成20年6月26日規則第29号）

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年10月28日規則第52号）

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成21年7月28日規則第40号）

この規則は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成24年1月31日規程第11号）

この規則は、平成24年2月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日規則第47号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月8日規則第20号）

（施行日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行日前において定められた任期の末日が施行日以後となる者の当該任期については、改正後の規定にかかわらず、当初の任期とする。

附 則（平成26年7月8日規則第55号）

この規則は、平成26年7月8日から施行し、平成26年7月1日から適用する。

附 則（平成27年3月25日規則第37号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月20日制定規則第110号）

この規則は、平成27年4月20日から施行し、平成26年12月1日から適用する。

附 則（平成28年10月11日規則第142号）

この規則は、平成28年10月11日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

附 則（平成28年11月7日規則第158号）

この規則は、平成28年11月7日から施行し、平成28年11月1日から適用する。

附 則（平成29年11月6日規則第126号）

この規則は、平成29年11月6日から施行し、平成29年11月1日から適用する。

附 則（平成30年4月4日規則第27号）

この規則は、平成30年4月4日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年6月26日規則第68号）

この規則は、令和元年6月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元年7月1日規則第74号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月24日規則第102号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年2月26日規則第13号）

1 この規則は、令和2年2月26日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

2 人事異動通知交付実施要領（平成２９年制定）については、廃止する。

附 則（令和２年１２月２８日規則第１３７号）

この規則は、令和３年１月１日から施行する。

附 則（令和３年３月２６日規則３５号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。